

～下田消防本部からお知らせ～

## 令和8年2月20日から「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が始まります

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が約3,370haとなり、国内の林野火災としては、約60年ぶりとなる大規模な火災となりました。

林野火災の予防対策として、令和8年2月20日より「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令して、火災が起こりやすい気象状況であることをお知らせします。

### 林野火災注意報・警報の発令基準と期間

○「林野火災注意報」は、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下。
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表された場合。

対象地域において、屋外での火の取り扱いをしないように努めてください。

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、この限りでない。

○「林野火災警報」は、林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合。

対象地域において、屋外での火の取り扱いを中止してください。

○発令期間は1月から5月となります。

### 発令対象区域

森林法第5条（民有林）及び第7条の2（国有林）の森林を対象とします。

※対象の森林については、下記の「森林クラウド公開システム」から確認できます。

### 静岡県森林クラウド公開システム

### 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制

下田地区消防組合火災予防条例第29条の規定により、以下のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

### 林野火災注意報・警報の発令・解除の周知

各市町の防災行政無線、メール、消防車両での巡回等によりお知らせします。

### 林野火災注意報・警報発令時の火の使用制限に従わなかった場合の罰則

「林野火災注意報」は、警報発令の前段階に位置付けられているため、罰則の伴わない努力義務を課すものとなります。

「林野火災警報」は、火の使用制限に違反した者に対して30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。